

長崎市監査公表第 8 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年 1 月 27 日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘
同 三 谷 利 博
同 西 田 実 伸
同 山 口 政 嘉

1 監査の種類

定期監査（工事監査）（令和元年 8 月 27 日付 長崎市監査公表第 14 号）

2 監査の期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 8 月 13 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	土木部	土木建設課
	まちづくり部	東長崎土地区画整理事務所
	建築部	建築課
	南総合事務所	地域整備課
	北総合事務所	地域整備課
意見	教育委員会	施設課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
<p>土木部 土木建設課</p>	<p>銅座川流域浸水被災原因調査業務委託 道路での測量作業及び側溝内調査において、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。</p>	<p>受注者に対して通知文を提出し指導を行った。 今後も同様な業務を発注する可能性があるため、課で作成している進捗状況管理シートに道路使用許可の有無という項目を追加して、各業務毎に管理を徹底し再発防止に努めることとした。</p>
<p>まちづくり部 東長崎土地区 画整理事務所</p>	<p>(仮称)中里中央公園取付道路整備工事 さく岩機を使用した岩盤掘削工において、騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業の届出をしていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。</p>	<p>受注者に対して、騒音規制法第14条、振動規制法第14条に基づく、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合には、特定建設作業届の提出義務があることについて指導を行った。</p> <p>令和2年1月8日に所内で研修会を実施し、工事着手前・施工中・完成時に行うべき申請等について、法的根拠に基づき周知を図った。</p> <p>現在契約している工事の受注者と、着工前打合せ時に「特定建設作業届出の義務」に関する項目を明記した、「工事着手前の指示事項」で指導を行い、施工中の段階で、適切に申請等の対応を行っているか、チェックリストを用いて確認を行うことで再発防止に努めることとした。</p>

所属名	指摘	措置
建築部 建築課	仁田佐古小学校建設主体工事(2) バックホウの現場搬入時に道路を自走させていたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。	現在、現場監理の際、関係法令等の見落としを防ぐため、契約締結後に、工事打ち合わせ簿にて受注者に関係法令チェックリストを通知しているところであるが、道路占用許可申請書、道路使用許可書、道路工事届について具体例が示されていないため、本事例を機に、具体例として追記し運用する。 また、関係法令チェックリストの変更点及び具体的な事例について部内で周知を行った。
南総合事務所 地域整備課	深堀 5 丁目地区急傾斜地崩壊対策地質調査及び測量設計業務委託 道路での測量作業において、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。	受注者に対して通知文を提出し指導を行った。 また今後も同様の業務を発注することがあるため、「法令手続き等チェックリスト」に「道路使用許可」の有無の項目を追加し、各業務毎に管理・指導を徹底し再発防止に努めることとした。
北総合事務所 地域整備課	外海中学校グラウンド等整備工事 コンクリートポンプ車を道路に設置していたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。	監査後の発注工事より道路使用許可申請書の提出について、工事契約日と同日に工事打合せ簿にて、道路使用許可の申請の周知及び申請後の道路使用許可証の写しについて、提出を義務付けるよう措置を行った。

所属名	意見	措置及び理由	
<p>教育委員会 施設課</p>	<p>学校の施設整備について</p> <p>教育委員会は、学校の教育環境を改善するために昇降機の設置を進めているが、長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年3月21日長崎県条例第9号）第12条及び同条例施行規則（平成9年8月12日長崎県規則第36号）第4条で定める別表第5により、学校が注意喚起用床材等の整備基準から除かれているため注意喚起用床材等を設置していない。</p> <p>しかし、条例の整備基準から除かれているから設置しない判断をするのではなく、現場に応じて注意喚起用床材等の設置は必要ないかを検討してから判断をする必要があると思われる。</p> <p>また、避難所となる学校についても、注意喚起用床材等の設置や停電時の対策など利用形態に応じた対応を防災危機管理室と連携し、避難所として必要な機能や設備を備える施設として整備することが望まれる。</p>	<p>措置済</p>	<p>学校施設を整備する際は、注意喚起用床材等を含む必要な表示について、条例を確認するだけでなく、現場に応じて、設置の判断をすることが必要である。</p> <p>今後の学校施設整備においては、工事の設計・施工管理を行う建築部と連携を密にし、かつ、学校の意見も聴きながら、現場に応じて判断する。</p> <p>また、学校が避難所としての機能も有することから、建て替えの際は防災危機管理室と協議を行っているが、今後も協議を重ねながら、学校生活だけでなく、避難所として必要な機能を備えることも考慮しながら、学校施設整備を行う。</p>